

職業能力開発協会費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、職業に必要な労働者の能力の開発及び向上の促進を図るため職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき宮城県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が行う職業訓練振興事業及び技能検定試験実施事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該協会に対し、予算の範囲内において職業能力開発協会費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の算定基準及び限度額は別に定め、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める。

第4 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請額内訳書
- (2) 補助金実施計画書
- (3) 収支予算書及び経費明細書

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- (2) 事業計画の変更又は補助対象経費の区分ごとに配分された額を10%を超えて変更しようとする場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）につ

いては、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

- (6) 取得財産等を処分することにより、収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万以上の機械及び器具類については、第14に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて財産等を処分する場合には、別に定める方法により算定した額を県に納付させることがある。
- (9) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記様式第4号）を作成し、補助事業に関する帳簿及び書類とともに、これを当該補助事業の完了の日（当該補助事業中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間、保管しておくこと。

（交付の決定等までの標準的処理期間及び通知）

第6 知事は、補助金交付申請書等を受理した日から起算して1か月以内に交付の決定（決定の変更、中止又は廃止を含む。）を行い、通知するものとする。ただし、補助金交付申請書等に不備があったとき又は補助金交付申請書等の内容を実地に調査するなど時間を必要とするときは、その期間を延長することができるものとする。

（状況報告）

第7 規則第10条の規定による報告は、当該年度の4月1日から10月31日までの実施状況について、別記様式第5号により作成し、11月10日までに知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出期限は、補助事業の完了した日又は中止及び廃止の承認の日から1か月を経過した日若しくは交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）にあつては、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第9 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類

は次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(補助金の返還の期限)

第10 規則第17条第2項の期限は、返還を命じた日から20日以内とする。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(交付決定の取消等)

第12 知事は、第5第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

イ 補助事業者が、規則、本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

ロ 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

ハ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

ニ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合がある。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具類とする。

(処分の制限を受ける期間)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得資産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第15 この要綱により提出する書類の提出部数は、各1部とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月28日から施行し、平成18年度に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 職業能力開発協会費補助金交付要綱（昭和57年5月4日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定による諸様式については、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

別表（第2関係）

補 助 対 象 経 費	
1	下記2の事業の実施に要する管理経費
	(1) 職員の人件費
	(2) 一般管理運営費
2	協会の事業の実施に要する経費
	(1) 職業訓練振興事業に係る経費であって、厚生労働大臣が別に定めるものを除く経費
	(2) 技能検定関係事業に係る経費であって、厚生労働大臣が別に定めるものを除く経費
	(3) 若年者に対する受検手数料の減免措置に要する経費
	(4) その他職業能力の開発促進に関し必要と認める経費であって、厚生労働大臣が別に定めるものを除く経費

※ 上記2（1）、（2）及び（4）各項の「厚生労働大臣が別に定めるもの」は、平成30年3月29日付け開評第0329第1号厚生労働省参事官（能力評価担当）通知により「国の補助対象外経費」と定めた経費とする。

別記様式第1号

年度職業能力開発協会費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

協 会 長

年度において技能向上対策事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、職業能力開発協会費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 補助金交付申請額内訳書
- 2 補助事業実施計画書
- 3 収支予算書及び経費明細書

別記様式第2号

年度職業能力開発協会費補助金補助事業計画承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

協 会 長

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で職業能力開発協会費補助金の交付の決定の通知のありました技能向上対策事業について、事業の内容（経費の配分等）を別紙のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

別記様式第3号

年度職業能力開発協会費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

協 会 長

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で職業能力開発協会費補助金の交付の決定のあった技能向上対策事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間
- 3 添付書類

別記様式第4号

年度宮城県職業能力開発協会費補助金調書

協会名 _____

県			都道府県（協会）					
歳出予算科目	交付決定の補助金の額	補助率	収入			支出		
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算規模	支出済額
				円	円		円	円

記載上の注意

- 1 補助対象事業者の収入及び支出科目はともに県の歳出予算科目に対応するものをきさいすること
- 2 「予算現額」は収入にあつては、当初予算額追加更正予算額等の区分を、支出にあつては当初予算額追加更正予算額、予備費支出額追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記様式第5号

年度職業能力開発協会費補助金補助事業実施状況報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

協 会 長

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で職業能力開発費補助金の
交付の決定の通知のありました技能向上対策事業の実施状況について、補助金等交付規則第
10条の規定により、別添のとおり報告します。

別記様式第6号

年度職業能力開発協会費補助金補助事業実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

協 会 長

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で職業能力開発協会費補助金の交付の決定の通知のあった技能向上対策事業について、別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書

別記様式第7号

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

協 会 長

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で交付決定を受けた 年度職業能力
開発協会費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第13条の規定による確定額又は
事業実績報告による精算額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注）記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

年度 職業能力開発協会費補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

申請者

所在地

名称及び代表者

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で 年度職業能力開発協会費補助金の交付決定の通知のありました技能向上対策事業について、下記のとおり金円を概算払により交付されるよう請求します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 既 受 領 額 | 円 |
| 3 今 回 請 求 額 | 円 |
| 4 残 額 | 円 |
| 5 概算払を必要とする理由 | |

口座名義（カタカナ） _____

口座番号 _____